

(変更)

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	愛媛県立都市公園条例	根拠条項	4-4	資料番号	5	担当課	都市整備課
				許認可等の内容		都市公園における行為の許可	
<p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 知事は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>愛媛県立都市公園条例施行規則 (行為の許可申請手続)</p> <p>第3条 条例第4条第1項又は第3項の規定による都市公園内における行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、公園内行為許可申請書（第1号様式）又は公園内行為許可事項変更許可申請書（第2号様式）2部を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をする場合には、目的、品目、価格、場所、時間、人員等を記載した書類</p> <p>(2) 業として写真を撮影する場合には、営業種目、営業時間、料金、撮影機の台数、収入概算等を記載した営業計画書</p> <p>(3) 業として映画の撮影を行う場合には、撮影の目的、期間、撮影のための人員、使用場所等を記載した計画書並びに現場責任者の住所、氏名及び資格を証する書類</p> <p>(4) 臨時に会費を徴して写真コンテスト又は撮影会を行う場合には、目的、内容、参集人員、会費等を記載した会合の計画書</p> <p>(5) 臨時に料金を徴して行う映画会その他の興行を行う場合には、目的、内容、開催回数、収容予定人員、料金、収支概算等を記載した事業計画書並びに現場責任者の住所、氏名及び資格を証する書類</p> <p>(6) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為をする場合には、会合の目的、使用期間、使用場所、料金、会合の運営管理に関する事項等を記載した計画書並びに現場責任者の住所、氏名及び資格を証する書類</p> <p>(7) 許可を受けた事項を変更しようとする場合において、前各号の添付書類の変更を必要とするときは、当該変更書類</p>							